



お客様各位

2023年10月

ワンハイラインズ株式会社

**MALDIVES向け  
BL及びマニフェスト記載事項**

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、MALDIVES税関における輸入貨物のB/L(船荷証券)およびマニフェストに関する規則について、以下の通りご案内申し上げます。

記

- 向け地 MALDIVES
- 適用開始日 即日
- BL及びマニフェスト記載項目 **Consignee(To orderの場合はNotify)**  
CRN(Company Registration Number)/ID number  
TAX ID, C (E.g. C-0000/2015, FC-0000/2020, SP-0000/2022 etc)  
個人輸入者 (Individual Person) : モルディブ国家登録局発行のID番号(例:A123456)  
外国人による個人輸入 (Personal Effects) : パスポート番号  
ConsigneeとNotifyの両方が外国企業は不可  
→ 少なくともいずれか一方はMaldives国内の登録輸入者である必要があります。

上記記載に不備が認められた場合は、税関検査の対象となり、貨物引取りに支障が出てくる可能性がありますので予めご了承ください。

何卒ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

東京プロジェクトビジネス課:	03-5511-1563	大阪遠洋課:	06-4963-8609
東京遠洋課:	03-5511-1588	大阪業務課:	06-4963-8603
東京業務課:	03-5511-1575		